		1554、1562、1564、1593、1596、1600、1650から1652まで、1655、1656、1658、1660、1665、1668、1670、1672、1676、1677、1681、1682、1685、1688、1689、1694、1698、1699、1707、1708、1710、1717、1718、1724、1725、1727、1728、1811、1812、1818から1821まで、1824、1828、1833、1834、1840、1842、1843、1847、1848、1851、2445及び2447			
77	ネランドミラスト（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年５月18日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	587から589まで及び591から593まで	（新設）	（新設）	（新設）
78	リソバリシブメシル酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1811、1812、1818から1820まで及び1824	（新設）	（新設）	（新設）
79	ニバドストロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和８年４月３日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1503	（新設）	（新設）	（新設）
80	ナドファラゲン　フィラデノベク（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和８年５月８日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1688、1689、1694、1698及び1699	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

この告示は、令和七年七月十五日から適用する。